

「国際障害者年記念基金」助成金交付要綱

(目的)

第1条 この基金は、障害者（児）の福祉振興のために寄附された寄附金をもって構成されたものであり、地域住民に対してより障害者（児）への理解を深めるための活動や障害者の社会参加を推進するための活動、障害者（児）支援に関わる調査研究事業等に対して助成することにより、山口県内における障害者（児）の福祉振興を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 障害者（児）福祉振興を図ることを目的とした下記の事業に対して助成するものとする。

- (1) 調査研究事業
- (2) 普及啓発事業
- (3) 研修事業
- (4) 社会参加・スポーツ交流事業
- (5) 障害者（児）に自立支援に関する事業
- (6) その他目的達成に必要な事業

(対象となる団体)

第3条 助成金の交付対象となる事業の実施主体は、別紙のとおりとする。ただし、山口県内において3年以上の継続した活動実績がある団体に限る。

(助成金額)

第4条 年間の助成総額は、原則200万円とする。ただし、特別な事情がある場合（全国大会や中国ブロック大会等）は、これに限らず県社協会長が決定し、支出することができる。

- 2 助成金額は、事業総額の90%以内、かつ下記金額の範囲内とする。
- 3 助成金額は、1団体あたり20万円を上限とする。

(交付の決定)

第5条 県社協会長は、助成金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査会に諮り、助成金を交付することが適当と認めるときは、必要な条件を付して助成金の交付を決定し、その旨を申請団体に通知するものとする。

(交付の申請)

第6条 助成金交付の申請書は、様式第1号によらなければならない。

(交付の条件)

第7条 事業に係る助成金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 助成事業の内容（軽微な変更を除く。）を変更する場合には、県社協会長の承認を受けなければならない。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、県社協会長の承認を受けなければならない。
- (3) 助成事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を作成し、これを事業完了日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後1年間保管しておかなければならない。
- (4) 助成事業を行う者が（1）から（3）により付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を取り消し、県社協会長に納付させることがある。

(助成事業の変更等に係る承認の申請)

第8条 助成事業の変更等に係る承認の申請書は、様式第2号によらなければならない。

- 2 前項の申請書は、助成金の交付を受けようとする年度の1月31日までに提出しなければならない。ただし、県社協会長が別に期日を定めた場合は、この限りではない。

(実績報告)

第9条 実績報告書は、様式第3号によらなければならない。

- 2 前項の実績報告書は、助成事業等が完了した日から20日を経過した日又は当該年度の1月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(助成金の交付方法)

第10条 助成金の交付方法は、概算払により交付することができる。

- 2 概算払により助成金を受けようとするときは、請求書（様式第4号）を県社協会長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

国際障害者年記念基金助成対象団体

- 1 (一社) 山口県身体障害者団体連合会
- 2 (一社) 山口県視覚障害者団体連合会
- 3 (一社) 山口県ろうあ連盟
- 4 (特非) 山口県腎友会
- 5 山口喉友会
- 6 山口県脊髄損傷者福祉協会
- 7 (一財) 山口県手をつなぐ育成会
- 8 山口県肢体不自由児協会
- 9 山口県肢体不自由児(者)父母の会連合会
- 10 山口県身体障害者施設協議会
- 11 (一財) 山口県児童入所施設連絡協議会
- 12 (一財) 山口県知的障害者福祉協会
- 13 (特非) 山口県社会就労事業振興センター
- 14 (公社) 山口県障害者スポーツ協会
- 15 山口県障害福祉サービス協議会
- 16 山口県精神保健福祉会連合会
- 17 (社福) 山口県・市町社会福祉協議会(ただし、障害者(児)に係る事業のみ)
- 18 その他、障害者(児)の福祉振興を図ることを目的として活動している団体等